

令和6年10月開催松野町農業委員会定例総会会議録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年10月11日（金） 13時30分より
場 所 松野町役場2階 議場兼大会議室

2. 会議構成員（農業委員）現在総数 13名

出席：13名 欠席：0名

3. 農業委員出席者氏名

役職名	議席番号	担当地区	氏 名	出欠
会長	1	上家地	村田 和宏	出席
副会長	2	—	矢野 千津	出席
	3	蕨 生	金谷 純一	出席
	4	富 岡	加賀田幸二	出席
	5	吉 野	太田 善英	出席
	6	—	山崎 匡	出席
	7	豊岡前	毛利 彰男	出席
	8	松 丸	山口 賢三	出席
	9	目 黒	河野 和平	出席
	10	豊岡後	森口 泰	出席
	11	延野々	石田 芳久	出席
	12	奥野川	滝口 博臣	出席
	13	—	松比良八重子	出席

その他出席者

農地利用最適化推進委員出席者

区域	氏 名	出欠
松丸地区、延野々地区、 豊岡後地区、豊岡前地区	綱崎 幸紀	出席
	松田 荘一	出席
富岡地区、上家地地区、目黒地区	井上 優二	出席
	橋田 忠弘	出席
吉野地区、蕨生地区、奥野川地区	金谷 恒夫	出席
	滝本 音次	出席

農業委員会事務局

農業委員会事務局長 小西 亨
農業委員会事務局次長 中平 大介
農業委員会事務局主査 音地 絢太

4. 議長選出他

議長 村田 和宏
会議録署名委員 毛利 彰男
山口 賢三

会議書記 音地 絢太

5. 閉会の日時

令和6年10月11日（金） 14時15分

6. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画（案）の承認について

7. 会議の概要

小西事務局長

ただ今から農業委員会の定例総会のほう始めさせて頂いたらと思います。開会にあたりまして、まずは会長のほうからご挨拶をお願い致します。

村田会長

こんにちは。大勢の参加ありがとうございました。気候のほうも秋になりまして、昼間は暖かいですけど、朝晩はかなり寒いという日が多くなりました。早期米のほうも終わって、それからまた来週再来週になりますと、また忙しく柚子のほうがあるんですけど、みなさん朝晩の温度の差で体を壊さないようにまた農作業に取り組んでいただい

たらと思います。

また、都会よりも田舎がいいなというふうに誰もがUターンとIターンとかいうので帰って来られるようにできるだけ農地のほうも守っていきたいと思います。よろしくお願ひ致します。

いろいろな案件あるんですけどよろしくお願ひ致します。

本日の議事録の署名委員なんですけど、7番の毛利委員さん、8番の山口委員さんにてお願ひを致します。

4番の報告事項なんですけど、事務局のほうでありましたら。

音地主査

その他でまとめてでお願いします。

村田会長

その他のほうでお願いします。

早速なんですけど議事に入りたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題として説明を致します。

申請地上家地次のページに28筆あるんですけど、地番のほうはよろしくお願ひします。申請契約内容なんですけど、所有権移転です。図のほうは6ページからお願ひ致します。申請者譲受人が西予市三瓶町〇〇番地有限会社〇〇〇代表取締役〇〇〇、譲渡人が松山市三番町〇〇番地〇〇〇理事長〇〇〇、譲受人の営農状況なんですけど、作付けの作物なんですけど野菜主にキャベツ、玉ねぎです。所有大農機具ボブキャット3台、ミニ油圧シャベル6台、トラクター3台、スキッドステアローダー3台、タイヤシャベル43台、農作業に従事する者、常時雇用が76名です。周辺地域との関係なんですけど、これまでどおり畑として利用し、維持管理を行います、周辺の農地に影響は無く、集落営農や経営体の集積への取組、農薬の使用法の違いによる耕作への支障は無いと思われまふ。農業の維持発展に努め、地域活動への参加、農

道、水路等の共同利用施設の取決めを守り、獣害対策等にも協力を致します。農地の利用状況なんですけど農地面積が11,289㎡田んぼはゼロ、畑は11,289㎡です。先ほどの地番なんですけど〇〇〇番から〇〇〇番まで地目は全部畑です。全部で28筆あります。面積は31,563㎡です。それと農地法第3条第2項の第1号から6号までは該当しないと認めました。よろしくお願ひ致します。

以上なんですけど、これは須山団地と違って黒ヶ谷団地言っただけ今までのいろいろと養豚団地をというところではありません。別のところの〇〇が使っただけ借りて耕作はまだして無いんですけど、管理だけをしよう状態です。町道と農道は年に2回から3回ほど草刈りを行っております。年に一度くらいなんですけど畑の中のほうも大きな機械が何台も来て、草刈りというか除草というかを行ってる状態です。

何か質問ありましたら。

金谷委員

これ見ましたら狭いところ、広いところ様々ですね。現状変更そういうようなことをされて使われようんやろか、それともそのままの状態です。

小西事務局長

多少補足をさしてもらおうとですね、もう隣接をしとるので、地番は分かれていますけど引っ付いとるところは一枚になって造成をされております。そもそも林地化しとったところから再興をしてもろとるので、まず木を切るところから初めて、抜本をしてそしてその当時堆肥をかなりの台数入れて耕作できる状況に近いところまで戻してもらっている状況です。これは須山みたいにある程度大きい広がりのある一面の農地というよりは、山の山頂部を切り取って切り取って平地を造るとるので、山の突先を切って切って出来とる農地という感じで見てもろたらと思ひます。後は町道がはしとる間だけこう山の骨筋に畑があると

かあまり全部を一面にして一枚の畑に使うっていうのはちょっと難しい、山の中に畑がぽつぽつあるような想像をしてもろたらと思います。会長とこの上に上がったとこなんで、会長とこの梅畑の手前のほうとか、家のほうの内側の山の斜面とかそういうところが畑になっておりますので、そういうイメージを持って頂いたらと思います。会長が言うたように管理だけはしとるので、すぐに畑になるかは少し手は入れんといけんですけど、経緯からいうと須山団地に養豚場を作るために手続きをしていただいております。あそこの中にもえひめ農林振興機構の農地がありました。これは昔の事業の農地保有合理化事業で訳あってその前段の段階で機構が持つとるわけなんですけど、須山団地だけ名義を変えても黒ヶ谷団地に農地が残ってしまうので、〇〇〇に全てを引き取ってほしいという意向があって、須山団地は転用をかけて養豚場にしますが、ここは畑のままで使いますので、今回3条の申請で名義変更をしていくということになります。この3条は農業委員会の許認可だけでできるので、先だしで今回3条の申請ができてくるということです。後は5条申請になるんですけど、それは農振除外の手続き、転用の手続きの許可が下りないと5条申請できませんので、そのタイミングでもう少し時間が後になってから須山団地の5条申請が出てくる時にご認識をいただいたらと思います。〇〇〇が譲ってくれというよりは機構がこの際全部を引き取ってほしいという意向が強いのでそのへんはちょっとお含み頂いたらと思います。

金谷委員

28筆ありますけど、戸数として何軒の方が持つておられるか。

小西事務局長

機構の持ち物、塩漬けの土地を何十年ずっと、この際手放さんと二度と動く可能性がないんで、ここを引き取ってくれという話で進んだ

という訳です。

村田会長

補足でその黒ヶ谷団地は土地全部で三万一千とかいう土地以外に全部で6軒ぐらいの方がまだ持つとるんですが、私以外は皆〇〇〇に貸しとります。貸しておそらく上納をもらいよると思います。いろいろややこしなるから1軒だけは訳あって貸し借りはせずにやっとる。

金谷委員

そうなっとるんやったら現状変更しても関係は無い。

小西事務局長

ずっと持ち主はここには入ってないんで、〇〇〇は基本的には借りてしか作らないんですけど、ここは訳があるので、自分の所有地にしようということで、さっきも言うたように他の地主さんで貸し借りする時は貸し借りで済ますというのが〇〇〇さんのスタンスなんで。

村田会長

ほか無いでしょうか。事務局のほうで何か別のことありましたら。

音地主査

無いです。

村田会長

あと質問もないようですけど、申請のとおりでよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

ありがとうございました。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題として、事務局のほうで説明をお願いします。

音地主査

資料8 ページ目をご覧ください。それでは説明をさせていただきます。
農地農第4条第1項の規定による許可申請になります。申請地は豊岡
〇〇〇番、地目は畑で面積が45㎡となっております。現在の利用状況
は宅地となっております、違反転用の事案となっております。転用
後の用途としましては、住宅、駐車場、通路等ということで、図につき
ましては9ページ目をご覧ください。申請者の情報になります。松野
町大字豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、転用の事由と致しましては、申請
者は現在住んでいる家が老朽化してきたことから、自宅の建て替えを
することになり、住宅敷地の一体利用地として使用したいということ
です。転用申請農地等の詳細でございますが当該農地はコンクリート
構造物等で囲み、周囲の農地に影響が出ないようにし、生活排水は既
存の施設に流し被害が出ないようにする。また、当該農地は10ha以上
の集团的農地内にあり、第1種農地に該当しますが第1種農地の転用
不許可の例外事項である既存施設の拡張に該当致します。また、既に
宅地として転用してありまして、違反転用事案となっております。違
反転用の概要としましては、今回の申請者の父が昭和55年に隣接地で
ある〇〇〇番の宅地に居宅を建設しておりましたが、建築にあたって
〇〇〇番を取り込んだ一体利用地として車庫や倉庫を建築している状
況でございます。こちらにつきましては今回の申請時に申請者から始
末書の提出がなされているとともに、先日森口委員さんと現地確認を
しておりまして現地については問題ないことを確認しております。説
明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

村田会長

説明が終わりましたが質疑等ありませんでしょうか。昔からの違反
転用なんですけど、どうにもできんから許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

小西事務局長

今回の案件は現状として致し方ないので、追認をせざるをえませんが、各委員さんの地元で無断転用の案件があれば、放置しとくのもよくないので、今回の手続きはよくはないんですが、放置するよりはまだましと、本人に自覚を促して始末書を書いたうえで正規の手続きを追っかけやってくださいと、現状が無断転用になつとるとこはやったほうがいいと思いますので、どこが違反転用になつとるか、なかなか分かりづらいところがありますけど、そういう視点でもまた地域内の農地を見ていただいたらと、耕作放棄地になつたところを見るのが農地パトロールの主要な役目ではあるんですけど、無断転用になつとる案件も放置すると農業委員会は分かつとってなんちゃ言わんのかいう話になつてもいけないので、その辺はもう少し目を入れていただいたらと思います。それと何か構造物ができるとか、駐車場を造成するとかそういう土地の動きがあるような時には、農地が絡んでないのかないうのはまた横目をいれてもらって、もしそういうところを無駄に取り込むような話になるのであれば正規の手続きをなさいよということには言わないといけないかなと思いますので、これを一つの契機というか、ただ追認したっていうだけじゃなくて、そういう対応うか意見がちゃんと出された上で追認したいうことにしていただいとつたらいのかなと思いますので、この案件は致し方ないといつても、まあこいうゆう案件がごろごろ出てこないように、事務局的にも務めたいと思いますので、そのような視点で地域内の農地の点検をしていただいたらと思います。

村田会長

農地のほうにあるかもわからんけど、またよろしくお願いします。

続きまして議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題として事務局のほうで説明をお願い致します。

音地主査

資料11ページ目をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。申請地は目黒〇〇〇番地目は田で面積は1996㎡の内623㎡となっております。現在の利用状況は田で転用後の用途としては残土置場となっております。図につきましては資料12ページ目をご覧ください。続きまして申請者の情報になります。今回は賃貸借による設定となっております、借受人が高知県四万十市西土佐江川崎〇〇〇番地有限会社〇〇〇代表取締役〇〇〇さん、貸渡人が高知県四万十市西土佐江川崎〇〇〇番地〇〇〇さんです、転用の事由と致しましては、借受人は、農地法第5条第1項の許可を受け、建設発生土の埋め立てを行ってきましたが、令和5年4月28日に完了したことにより、新たに残土置場を確保する必要性が生じているとのごとでございます。また、現在高知県四万十市にて建設業を営んでおられて、県境付近での工事を受注する機会が多く、残土の運搬経費を少しでも減らしたいことから、県境付近で残土置場の整備を計画したものでありまして、貸渡人は借受人の要請を受けいれ貸渡すものとなっております。転用申請農地等の詳細についてでございますが、当該農地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い未整備農地であり、第2種農地に該当致します。また、建設発生土の受け入れに合わせ土羽を仕上げ、法面保護のため完了後は緑化することです。また、こちらの案件につきましては、先日河野委員さんと現地確認をしておりまして現地については問題ないことを確認しております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

村田会長

説明が終わりました。質問等ございませんか、

矢野副会長

何年か前に見に行ったところかね。

村田会長

あその隣。

前に見に行ったところは終わって今度新しく。

小西事務局長

農振外しとったっけ。

音地主査

農振今11条の公告中。

小西事務局長

以前に農振地域なんで農振除外をやるのに意見を一回付けてもらった農地の今度は5条申請になるということです。ですから農振の手続きの時に土砂条例の3,000㎡超えたら埋め立てになるので、土砂条例の許可を取らないといけないことになるんで、そういう手続きが順調に進んで保健所の管轄になると思うんですけど、その申請がきちっとできた段階で受け付けますよという話にしましたので、そういう続きも踏まえてやられている状況を見つつ、最終的に農地法の手続きにはいるということです。許認可取らずに農地法だけやると、うちが先にお墨付き付けたようなことになってしまうので、これは最終的な判断はうちがさしてくださいということで、進めてきておりますので、手続きは問題ないかな。

村田会長

これも申請のとおり許可でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

続きまして議案第4号農用地利用集積計画案の承認についてを議題として事務局のほうで説明をお願いします。

音地主査

資料14ページ目をご覧ください。番号38番貸人豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地は豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は全て田で、面積が4筆合計で6,054㎡となっております。15年の賃貸借による契約となっております。図は資料15ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

続いて、番号39番貸人豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、借人豊岡〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地は豊岡〇〇〇番、〇〇〇番、〇〇〇番、地目は全て田で、面積が3筆合計で3,168㎡となっております。13年の賃貸借による契約となっております、図は16ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。

番号40号貸人南宇和郡愛南町増田〇〇〇番地〇〇〇さん、借り人目黒〇〇〇番地〇〇〇さん、利用権を設定する土地が目黒〇〇〇番、〇〇〇番、地目は全て田で、面積が2筆合計で2,438㎡となっております。8年の賃貸借による契約となっております。図は17ページ目をご覧ください。継続の案件となっております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

村田会長

説明が終わりましたが、全部継続なんですけど、承認でよろしいでしょうか。

(会場)

※会場より「はい」の声あり。

村田会長

3件とも承認ということで、同じ人が15年と13年ということで。

音地主査

理由は特に聞いてないです。

村田会長

いつものように調子よく終わりましたが、その他にはあります。
その他で事務局のほうから。

小西事務局長

そしたら提言書の最終案を今日手元に配らしていただいております、今回赤字で打つとところがですね、最終的に私が筆を入れまして、前回青字でカッコ書きしとるところ細かくなり過ぎると少し広げて、広くとれるように書き直しさして下さいねということをおっしゃっていただいたと思いますので、そういう視点で書き直したものを提示しております。前回のところは1番の2ページの1からしか始まってないので、少し前段の文章をひっ付けました。それが、1ページから2ページの頭になるところが書き足した部分であります。1段落目は少し国といいですか少し大きな視点で今の農業をとらえた文言をいれております。過疎化が進んで担い手がおらんとか、それが耕作放棄地に繋がったり、一部の担い手だけでは限界よという話を書いたり、コロナは終わったがなかなか経済が農業にも厳しい状況を落としておまして、それが農家の負担も価格転嫁がなかなか難しいんで農家の負担ばっかり増えとるといようなことを書いとります。2段落目がこれは国の大きな動きがありますのでちょっとその辺を書いとります、食料・農業・農村基本法という国の農業の一番大きな法律が改正をされとります、そこにあるように食料の確保の問題とか、環境に配慮した農業いわゆる有機農法を進めていくとか、持続性を保つために効率化を進める、要はICTとかAIの技術を入れるとかですね、環境に配慮し

た農業の在り方、社会維持のための農村が大事だよということをこの法律でもいってます。石破さんが言いよることにかかってはくると思いますが、基本の有益な農作物をどんどん外に売って行って外貨を稼ぐ農業の収益性をあげるとかいうことも書いてありますので、その辺を少し変えたものになります。3段落目がうちの状況を少し入れて、こういうことにも気を付けてもらわないと、やっぱり農業が難しいですよということを書いておきます。

基盤法が改正されて地域計画を今年度末までに作らんといけん状態になっとなつて、それによって、農業委員会の役割もちゃんとでとるのでそれをやっていますと、地域計画を作るとそこにあるのか、無いのか国の施策の判断基準にどうしてもなるので、必要な部分はしっかり網羅をするようにやりますよということ、農業委員会としてもやりますよということを書いとります。そういうことにもからんで、一番の来年度に向けての懸念は基盤法による今日もやってもろた農地利用集積計画の土地の貸し借りが無くなってしまつて、いわゆるバンク法に一本化されるということが決まっておりますので、そのへんが一番の関心事である。だからちゃんとやらんといかんでしょうねということを書いとります。今中間管理機構の愛媛の機構においては来年度以降の事務の取扱いをどうするのかというのは、市町とのすり合わせを今やっておりますが、各市町の捉え方がバラバラなので、うちとしては基盤法がなくなったらバンク法しかないし、それを今のままでやりよつたら、やり取りばかりせないけんになるので、うちに権限移してもろて、うちの中でギュッとすまそう、基盤法と同じくらの手続きですむように、今機構のほうを考えてますので、もうそれでやらざるをおえんかなと思ひよるんですが、要はこれ国・県の機関じゃない一般社団法人の権限を市町もしくは市町の農業委員会に兼務さそうとしよるの

で、少し自治法とか地方公務員法とかそういう中に明確な根拠がちょっと無い、薄いんで、おっきい市町ほどそれでほんとにやっぴいのかいうのがちょっと懸念材料として今浮かんでます。ですから、松野はやっぴい言うて手を上げよるんですけど、松山・今治・西条・新居浜・八幡浜・宇和島も含めて大きい市は、財政とか人事当局と話をするのに根拠がないものやれるかえと、つっぱねられそうなんでもう少し根拠詰めていかんとほんとに今機構が書いとる事務委任ができるかどうかあやふやなんです実際のところ、だからそういう部分を匂わせたような書き方、時間が進んでいって、出すころにはもうもうちょっと明確になつとるかもしれんので、あまり今の時点で細かく書きすぎるといかんので、こういうことも触れております。要するに、そのことがうまくいかんかって農家や担い手の利用権設定の申請が煩雑になったり、時間がかかるようになると、大ごとなのでそのへんをうまいことやっぴいくださいという意味でちょっとそこらへんはふれております。それに伴って農業委員会の今の体制では無理が出るかもしれんので、しっかりとした事務局を体制を作ってくださいねというようなことを書き足しております、

大体そのような内容のことを書いとります。農業全般に触れようと思たらもっといっぱいあるんですが、具体的に以降内容を詰めて書いておりますので、そのへんは項目ごとに見て頂いて、要望としてとらえてもらおうかなと思っておりますのでそういう書き方にしております。一番は地域計画と来年以降の手続きがしっかりうまくいくようにせんと農業委員会の仕事が根本がぐらぐらになりますので、そのへんをしっかり押さえてもらうように書いとります。押さえてもらうように書いて自分で受けないけんのでなかなか難しいんですが、一応農業委員会としてはしっかりやると言わないけんかなと思っております

す。

項目ごとに言いますと黒字のとは変わってなくて、青いカッコ書きでどうでしょうと言ったのをもう少し大きくまとめて赤字の丸ボッチで書き直しておりますので、ここはこういうふうに変ったんかないうので見てもろたらいいかなと思います。意図的にはあまり内容を変えておりません。少し文言を書き換えてとれるようにしたような感じなので、あまりこう中身が大きく変わったところはないとは思っておりますので、見てもらったらと思います。そして、5番とか6番は前回書いた内容でそのままにしてるので、ここは変えておりません。

7番目のところは六次化いうてしとったんですが、今六次化だけじゃなくて、農家が六次化やるとすごくハードルが高いというか、なかなか難しいので、六次化等ということでいろんな加工の原材料の供給だけとか、あるものを使ってとか、やり方いろいろあると思うんで、そこら辺をひっくるめてうまくサポートしてくださいというような言い回しに書き換えております。8番は前回なかった部分を書き足しております。先ほどちょっと説明をした、手続き等が変わってくることもあるんで、農業委員会の事務体制を整えるのは必須でしょうということで、前回なかったんですが、ここをしっかりと、来年の人事に向けて頭ん中に入れとってもらわんと、人事やり始めた頃に農業委員会人いるんかねいう話になってもいけませんので、書き足したようになっております。実際にえひめ機構のほうも各市町にヒアリングを今からやっていくんですが、当然農業委員会とだけやり取りしよっても人の問題はクリアできませんので、全ての市町の人事当局・財政当局にも話をしに行くということになつとるので、ある程度農業委員会としても早い意思表示をして、それらの対応はしっかりやれということは言うとするし、その中にも書き足しております。総務課長を通じて理事者の耳

には私のほうから逐一入れておりますので、手続きが変わる人の体制が変わる。だから上がちゃんとやっとなってくれんと困るんですということは一応言っておりますが、全体のバランスもあるので簡単にはオーケーでにくいところもありますけど、意思表示をするということで期待しておりますので、それとこれお尻に火がついて書いたので前回何言われてたかなともう一回見た時に山崎委員さんからICTのこと書けいわれとって、分かりましたと言うとるのに、漏らしておりますので絶対足しますんで、そのへんは1項目、2項目足して仕上げるということにさしてもろて、それでご理解をいただいたらと思います。

早い時期には出したいんですが、町長さんの任期変わりがあるんで、それが終わって次の任期に入った時点じゃないと、終わる間際に出しても意味がないので、出すタイミングはその辺を見定めてなるべく早い時期に正・副会長からお渡しをいただくということにさしてもらったらと思います。これでいいですか。かなりの内容網羅しとるんで、どうしてもこのへん文言入れとってくれやいうのがあれば、書き足はしますが、どっちみち後から具体的に全部出てきとるので、今日書き出した1ページから2ページは社会情勢をとらえて前置きとしてかなと思ってますので、すぐにという訳にいかんだらまだ手直しできる時間があるので、気づいたとこがあれば事務局に直接言ってもらってもいいと思いますんで、そう対応をさしていただいたらと思います。

村田会長

また何かありましたら事務局に直接言うて、こういうの入れてほしいというのがありましたらお願いをいたします。

ほかありましたら。

音地主査

事務局から2点その他で説明をさせていただきます。まず皆さんにお配りしております、人口減少対策に係る後援会の開催についてをそれぞれお渡しをさせていただきました。こちらはふるさと創生課のほうから案内がありまして、講演会に参加してほしいということで、10月23日水曜日なんですけれども、時間が15時30分から17時までと場所がこちらの議場になっておりますので、もしご都合がつく委員さん等おられましたらご出席のほど是非ともお願い出来たらと思っております。

続いて、次の委員会の開催日のお知らせになります。次回の委員会を11月8日金曜日で時間は13時30分からで会場はこちらの議場でとりたいと思いますので日程調整のほどよろしく願いいたします。

報告事項は以上になります。

村田会長

委員さんから何か無いでしょうか、無いようですのでこれで終わりたいと思います。

矢野副会長

いろいろとお疲れ様でした。今日の議事には農地法3条、4条、5条とあって農地法はなかなか難しいなと思って、学ばないとと関心しましたけども、またこれからも色々な案件があると思いますが、みなさまどうぞよろしく願いします。お疲れ様でした。